a)事業の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の取得、利用及び提供に関すること
b)個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守すること
c)個人情報の漏えい、滅失又はき損の予防及び是正に関すること
d)苦情及び相談への対応に関すること
e)個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善に関すること
f)代表者の氏名

また、情報システムの安全管理については、「JIS Q 27001:2006（情報セキュリティマネジメントシステム-要求事項)」で、下記のように定めている。

ISMS 基本方針を、事業・組織・所在地・資産・技術の観点から、次を満たすように定義する。

1) 目的を設定するための枠組みを含め、また、情報セキュリティに関係する活動の方向性の全般的認識及び原則を確立する。
2) 事業場及び法令又は規制の要求事項、ならびに契約上のセキュリティ義務を考慮する。
3) それのもとで ISMS の確立及び維持をする、組織の戦略的なリスクマネジメントの状況と調和をとる。
4) リスクを評価するに当たっての基軸を確立する。
5) 経営陣による承認を得る。

個人情報を取り扱う情報システムを運用する組織は、これらの要求事項を勘案して組織の実情に合った基本的な方針を策定し、適切な方法で公開することが重要である。

C. 最低限のガイドライン

1. 個人情報保護に関する方針を策定し、公開していること。
2. 個人情報を取り扱う情報システムの安全管理に関する方針を策定していること。その方針には、少なくとも情報システムで扱う情報の範囲、取扱いや保存の方法と期間、利用者識別を確実に行い不要・不法なアクセスを防止していること、安全管理の責任者、苦情・質問の窓口を含めること。